

# 安全運転管理者の酒気帯び確認業務Q & A

## ※ 令和4年 道路交通法施行規則の一部改正

Q1： 改正の概要はどのようなものですか？

A： 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無を確認する業務が新たに定められました。改正の概要は下記のとおりです。

① 4月1日～ 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること(データ保存可)。

② 10月1日～ アルコール検知器の使用等

ア ①-アの目視等に加え、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて確認を行うこと。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

Q2： なぜ改正されたのですか？

A： 令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した小学生5名が死傷した交通事故を受けて、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開かれた結果、飲酒運転の根絶を図るため、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。

Q3： 酒気帯びの有無を確認するタイミングはいつですか？

A： 運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りません。必ずしもそれぞれの運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではありません。

Q4： 「目視等で確認」とはどのような確認ですか

A： 運転者の顔色や息の臭い、応答の声の調子等で確認することであり、原則として対面で行ってください。

Q5： 対面で酒気帯びの有無を確認できない場合、どのようにしたらよいですか？

A： 直行直帰の場合等で対面での確認が困難な場合は、例えば

① カメラやモニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線など運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等、対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

**Q 6 :** アルコール検知器はどのようなものを使えばいいですか？

**A :** 呼気中のアルコールを検知し、酒気帯びの有無を音、色、数値等で確認できる機能を有するものであれば良く、特段の性能は問いません。

また、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能を有するものを含みます。

**Q 7 :** アルコール検知器を常時有効に保持するとはどのようなことですか？

**A :** アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態でいつでも使用できるようにすることをいいます。アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守し、定期的に故障の有無を確認してください。

**Q 8 :** 酒気帯びの有無を確認したときに、どのような内容を記録したらよいですか？

**A :** 下記の事項を記録してください。

- ① 確認者名
  - ② 運転者名
  - ③ 運転する自動車のナンバーや、その自動車と分かるような記号や番号等
  - ④ 確認の日時
  - ⑤ 確認の方法  対面か対面でないか  
対面でない場合はその具体的な方法  
 アルコール検知器の使用の有無
- ※ 令和4年10月1日より必ず項目に含めること
- ⑥ 酒気帯びの有無
  - ⑦ 指示事項
  - ⑧ その他必要な事項

記録する様式は特に定められていませんので、上記の内容を含むものをそれぞれの事業所で作成、記録して1年間保存してください。

**Q 9 :** 安全運転管理者が不在のときは、他の人が酒気帯び確認をしてもよいですか？

**A :** 副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が酒気帯びの有無を確認することは差し支えありません。

**Q 10 :** 従業員が1人で自動車を運転し出発する場合、どのようにして酒気帯びの有無を確認すればよいですか？

**A :** Q 5 のとおり、対面による確認と同視できるような方法によって、運転者の応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果の報告を行わせてください。

なお、Q 9 のとおり、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に確認をさせることは差し支えありません。

**Q11： 酒気帯び確認を外部へ委託することはできますか？**

**A：** 安全運転管理者を補助する者に定めはないため、委託は可能です。ただし、最終的な責任は安全運転管理者にありますので、運転者の呼気中にアルコールが認められた場合など、安全運転管理者が適切な指導や対応を確実に実施できる体制を確保することが必要です。

**Q12： 突発的に私有車を使用するときや、出張先などでレンタカーを使用する場合、酒気帯びの有無を確認する対象にはなりますか？**

**A：** 業務使用目的として、反復・継続的に使用する場合は、事業所の管理する自動車としてみなすため、酒気帯びの有無の確認が必要となります。  
突発的に使用することとなった私有車やレンタカーの場合は不要です。

**Q13： 運転する予定がない場合や、事業所の敷地内のみしか運転しない場合、酒気帯びの有無の確認は必要ですか？**

**A：** 道路上を運転しないのであれば必要ありません。しかし、少しでも道路上で運転することがあれば、安全運転管理者の業務の範囲内となるため、運転前後の酒気帯びの有無の確認が必要となります。

**Q14： 安全運転管理者自身が自動車を運転する場合は、どうすればいいですか？**

**A：** 副安全運転管理者や、安全運転管理者の業務を補助する者が、酒気帯び確認をしてください。